

# 市・都民税の申告、所得税および復興特別所得税の確定申告はお早めに

## 申告に必要なもの

市・都民税の申告、簡易な所得税および復興特別所得税の確定申告に関する窓口相談＝2月16日(金)～3月15日(木)

平日午前9時～午後4時  
本庁舎1階市民ロビー  
課税課

所得税および復興特別所得税の申告＝2月16日(金)～3月15日(木)

消費税および地方消費税の申告＝4月2日(月)まで

贈与税の申告＝2月1日(木)～3月15日(木)

申告書作成会場＝2月16日(金)から

※所得税および復興特別所得税の還付を受けるための申告書の提出は、2月15日(木)以前でも提出を受け付けています。

日曜日の相談および申告書の受け付け＝2月18日(日)・25日(日)

※日曜日の受け付けでは、電話での相談、国税の領収、納税証明書の発行はできません。

平日午前9時～午後5時  
東村山税務署(本町1-20-22、☎394-6811代表)  
※車での来署はご遠慮ください。

○印鑑

○マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでないかたは、個人番号が確認できる書類(通知カード、又はマイナンバーの記載のある住民票の写しなど)と身元確認書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など)をご持参ください。

※郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカードの写し(両面)又は個人番号が確認できる書類と身元確認書類の写しを添付してください。

○平成29年分の源泉徴収票、収入証明書などの収入金額がわかるもの

○平成29年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書

○医療費控除の明細書(医療費控除を受けるかた)

○障害者手帳又は愛の手帳など(障害者控除を受けるかた)

※平成29年に市・都民税の申告をしたかたと、平成29年中に東村山市へ転入した満20歳以上の国民健康保険加入者には、1月下旬に申告書を郵送しました。お手元に申告書がないかたは、市・課税課(本庁舎2階)又は申告窓口で配布します。

## 市・都民税の申告

市・都民税は、平成29年1月1日から12月31日までの所得に基づいて課税します。申告が遅れたり、申告をしていない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響が出たり、各種手当等の申請に必要な課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期間内に申告をしてください。

## 申告の必要がないかた

○税務署へ所得税および復興特別所得税の「確定申告書」を提出したかたとその同居の扶養親族  
○給与所得のみで、勤務先から年末調整済みの「給与支払報告書」が東村山市役所へ提出されているかたとその同居の扶養親族  
平成29年中に収入のなかったかたや扶養親族であっても、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料等の算

## 所得がなかったかたも申告を

平成29年中に収入のなかったかたや扶養親族であっても、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料等の算

## 確定申告の必要があるかた

次の計算で残額があり、さらに項目(下記参照)いずれかに該当するかたは、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

### 計算式

各種所得の合計額－所得控除＝課税される所得金額

課税される所得金額×税率＝所得税額

所得税額－税額控除(配当控除・住宅借入金等特別控除額等)

### 項目

- 給与の収入額が2千万円を超える
- 給与を1か所から受けていて、他の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、他の所得金額(退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- 同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、資産の賃貸料などの支払いを受けた
- 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- 家事使用人等で、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないことになっている

## 公的年金所得のみのかたの申告

公的年金収入のみで、年金支払者から「公的年金等支払報告書」が市へ提出されているかたは、市・都民税の申告の必要はありませんが、社会保険料控除、生命保険料控除等の各所得控除が算入されない(年末調整がされない)ため、税額が高くなる場合があります。また、「公的年金等支払報告書」では、扶養控除や配偶者控除、障害者控除や寡婦(夫)控除の把握ができません。国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料等の算定にも影響が出る場合がありますので、公的年金収入のみのかたでも可能な限り申告してください。

## 2年目以降

給与所得のみで所得税の住宅ローン控除の適用を年末調整で受けているかたは、給与支払報告書が勤務先から市へ提出されているれば、手続きや申告は不要です。

## 1年目

東村山税務署へ所得税および復興特別所得税の住宅ローン控除の確定申告を行ってください。

## 手続き方法

東村山税務署へ所得税および復興特別所得税の住宅ローン控除の確定申告を行ってください。

## 住宅税の「寄付金控除」を申告するかた

市区町村・都道府県や日本赤十字社、市内・都内の公益増進法人等への寄付金に対して適用される住民税の寄付金税額控除の計算のために、市では寄付先や寄付金額の内訳の把握が必要になります。確定申告書第二表の「寄付先の所在地・名称」欄に書ききれない場合は、市・課税課へご相談ください。

## 年金申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である

## 確定申告の復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付する必要があります。また、還付申告でも計算が必要となります。

## 確定申告の復興特別所得税の計算をお忘れなく

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

## 税務署へお問い合わせください

住宅税の「寄付金控除」を申告するかたは、東村山税務署へお問い合わせください。

## 確定申告の復興特別所得税の計算をお忘れなく

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

## 確定申告により所得税および復興特別所得税が戻るかた

給与所得者で確定申告の必要がないかたでも、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、「還付申告」により税金が還付されます。

## 確定申告書の「還付申告」について

○災害・盗難により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合  
○病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合  
○住宅借入金等で家を新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合  
※控除の適用を受けるための要件や必要書類等は事前にご確認ください。

## 確定申告書の作成

作成した申告書は、印刷し、郵送等により税務署に提出できます。

## 確定申告書の作成

また、マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちのかたは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

## 確定申告書の作成

郵送で申告書等を提出するかたは、申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要なたは、控えと住所・氏名を明記し所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 確定申告書の作成

また、税務上の申告書や届出書は「信書」に該当しますので、郵便又は信書便で送付してください。この場合、通信日付印により表示された日を提出日と見なしますが、郵便又は信書便以外で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますのでご注意ください。

## 確定申告書の作成

★5面に続きます。

## 提出をお願する場合があります

平成25年分から平成49年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付する必要があります。また、還付申告でも計算が必要となります。

## 確定申告書の復興特別所得税の計算をお忘れなく

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得について源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

## 確定申告により所得税および復興特別所得税が戻るかた

給与所得者で確定申告の必要がないかたでも、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、「還付申告」により税金が還付されます。

## 確定申告書の「還付申告」について

○災害・盗難により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合  
○病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合  
○住宅借入金等で家を新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合  
※控除の適用を受けるための要件や必要書類等は事前にご確認ください。

## 確定申告書の作成

作成した申告書は、印刷し、郵送等により税務署に提出できます。

## 確定申告書の作成

また、マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちのかたは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

## 確定申告書の作成

郵送で申告書等を提出するかたは、申告書等の「控え」に税務署の受付印が必要なたは、控えと住所・氏名を明記し所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

## 確定申告書の作成

また、税務上の申告書や届出書は「信書」に該当しますので、郵便又は信書便で送付してください。この場合、通信日付印により表示された日を提出日と見なしますが、郵便又は信書便以外で送付した場合は、税務署に到達した日が提出日となりますのでご注意ください。

## 確定申告書の作成

★5面に続きます。